

滋賀県新商品の生産等による新事業分野開拓者認定制度
(滋賀県新商品等パイオニア認定制度)

*** 応募・申請の手引き ***

令和4年4月

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課

1 認定制度の目的と概要

平成16年11月に地方自治法施行令の一部が改正され、「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」として知事の認定を受けたベンチャー・中小企業等が、新商品として生産する物品については、一定の手続きのもと、随意契約ができるとの規定が追加されました。

県では平成17年に、新事業分野の開拓に取り組む県内ベンチャー・中小企業の方を「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」として認定し、県内産業の活性化を図るため、「滋賀県新商品の生産による新事業分野開拓者認定制度（滋賀県新商品パイオニア認定制度）」を創設しました。平成27年には地方自治法施行令の一部が改正されたため、「新役務の提供」についても認定の対象としています。

また、令和4年度から、当年度に認定を受けた新商品等に係る販路開拓・市場化に要した経費の一部を補助する制度を開始します。

2 認定によるメリット

本制度の認定を受けると、以下のメリットがあります。

- ① 「新商品生産等による新事業分野開拓者」として、生産する新商品や提供する新役務とともに県ホームページ等で公表され、PR効果が期待できます。
- ② 県で当該新商品等を購入する際、通常の入札制度によらない随意契約による購入が可能となります。

※ただし、認定自体が、新商品等の随意契約による購入を約束するものではありません。

- ③ 当年度に認定を受けた新商品等について、「滋賀県新商品等パイオニア認定商品トライアル支援事業補助金」を申請することが可能となります。

※ただし、認定自体が、補助金の交付を約束するものではありません。

3 手続きフロー

①県による認定事業者の募集

今年度の募集は、令和4年4月28日（木）～令和4年5月27日（金）までです。

②申請書の作成、必要資料の準備

申請書は、中小企業支援課にあります。また、ホームページからもダウンロードできます。

③申請書類の提出

募集期間内に持参または郵送（募集期間内必着）で提出してください。

提出いただいた書類は返却しませんのでご了承ください。

④審査会での審査

有識者等で構成する審査会において、商品等の新規性等の審査を行います。

（審査会当日は申請者にヒアリングを実施いたします。）※審査会は8月頃を予定しています。

⑤知事の認定

審査会での審査結果を踏まえ、知事が認定します。

認定期間は、認定の日から起算して2年間となります。

※なお、上記の審査会終了後、速やかに（約1か月程度以内）に認定を行う予定ですが、事情により遅れることがありますので、ご了承ください。

⑥県による認定事業者の公表

認定した事業者は対象となる新商品等とともに県のホームページ等で公表します。

※「滋賀県新商品等パイオニア認定商品トライアル支援事業補助金」について

○本年度に上記の認定を受けた新商品等については、「滋賀県新商品等パイオニア認定商品トライアル支援事業補助金」（令和4年度新規事業）の対象となります。

○認定を受けた新商品等に対する販路開拓事業（「展示会への参加」、「販路開拓等に関する調査・指導・研修事業」、「新商品等の販路開拓等のための広報事業」）および新商品等市場化事業（商品化のための「試作、改良、実験、品質検査事業」、「デザイン等の改善事業」等）に要する経費について補助するもので、補助率は補助対象経費の3分の2以内、補助限度額は100千円となります。

○補助金の内容は＜別添＞（8～9ページ）のとおりです。

○補助金の申請等についてのご案内は、滋賀県新商品等パイオニア認定制度の認定を受けた方にお送りしますが、交付に係るスケジュールは次のとおりの予定をしています。（多少遅れることがあります。）
補助金の交付決定を受けた後で事業の実施が可能です。

＜補助金に係る手続の流れ（予定）＞

- ① 事業計画書の提出（認定者→県）・・・8月下旬以降から3週間程度が提出期限
- ② 県における審査結果の連絡（県→認定者）・・・9月中旬～10月上旬の間に連絡
- ③ 補助金交付申請と交付決定・・・審査結果の連絡以降速やかに
- ④ 事業の完了および実績報告・・・完了日から20日を経過した日または令和5年4月5日のいずれか早い日まで
- ⑤ 補助金の交付（支払い）・・・実績報告の後（精算払）

4 令和4年度滋賀県新商品等パイオニア認定制度募集内容

(1) 対象となる方

次のいずれにも該当する方を対象とします。

- ① 県内に主たる事業所（会社の場合は本店として登記された事務所をいう）を有する中小企業、企業組合、協同組合等の方（中小企業等経営強化法第2条第1項各号に規定する者）
- ② 新商品の生産または新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする方

(2) 対象となる商品・役務

次のいずれにも適合する商品または役務を対象とします。

- ① 既存の商品・役務とは別個の範疇に属するもの、または既存の商品・役務と同一の範疇に属するものであっても著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するもの
→新規性(発売後5年以内)、先進性、独自性が認められるもの
- ② 事業活動にかかる技術の高度化もしくは経営の能率の向上または住民生活の利便の増進に寄与するもの
→社会的有用性が認められるもの
- ③ 県での使用が見込まれるもの
→但し、医薬品のほか、食品および工事資材は除きます。

※本制度は、自社で製造・開発した商品・役務を対象としているため、新商品・新役務の製造・開発元ではない事業者（販売代理店等）からの申請は対象外となります。

※製造を他社（県外を含む）へ委託している場合でも、自らが企画・製造し、自社商品として販売する場合は対象となります。

※役務とは、各種サービスの提供のほか、発注者の仕様により生産・提供されるものをいい、その主たる部分を自らが提供するものが対象となります。

(3) 募集期間

令和4年4月28日（木）から令和4年5月27日（金）まで

(4) 申請書類

①新商品生産等による新事業分野開拓者認定申請書（所定の様式）

②登記事項証明書（写し）

※法人のみ提出してください。なお、提出時に発行後3カ月を経過していないものに限り
ます。

③直近2年分の財務諸表（貸借対照表および損益計算書）

※創業間もない事業者でこれらの書類が準備できない場合にあっては、創業後の事業内容
等の概要を記載した書類。

④暴力団等に該当しない旨の誓約書

⑤役員名簿（法人または団体の場合）

⑥滋賀県税に関する誓約書兼調査に関する同意書

⑦新商品等に関するパンフレットまたは写真

(5) 申請方法および提出・問い合わせ先

①申請方法

募集期間内に、申請書類を持参もしくは郵送（募集期間内必着）で提出して下さい。

※持参の場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く日の9時から16時30分まで

②提出・問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 商業支援係

〒520-8577

滋賀県大津市京町4-1-1 滋賀県庁東館 3階

電 話：077-528-3731 / FAX：077-528-4871

メール：fb00@pref.shiga.lg.jp

URL：<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyou/17972.html>

(6) よくあるご質問

Q1：認定を受ける具体的なメリットは何ですか。

A1：優れた新商品や新役務を生産・提供しているにも関わらず、実績不足等によりなかなか公共機関での調達に繋がらないベンチャー・中小企業等が、この認定を受けることにより、認定を受けた新商品・新役務について、随意契約による県からの受注が可能となることが、本来的なメリットになります。よって、具体的に県の個別部局から引き合いの見込みがある新商品・新役務があれば、認定を受けていただくと大きなメリットに繋がります。

また、令和4年度より、当年度に認定を受けた新商品・新役務に係る販路開拓・市場化に要した経費の一部を補助する制度が開始されます。当年度に認定を受けた新商品・新サービスに係る展示会への出展、広報に係る経費やブランド強化のための試作、改良、実験、品質検査、デザイン等改善、市場調査に係る経費の補助が受けられるようになります。（補助率3分の2・補助上限額10万円）

※認定後に別途補助金申請等の手続きが必要です。

※補助金の申請が多数となった場合、希望どおりの交付とならない場合があります。

Q 2 : 認定を受けたことを、カタログに記載することや一般向けのセールス時にアピールすることは可能ですか。

A 2 : 認定を受けた新商品・新役務の販売に付随するものであれば、問題ありません。販路開拓につながるよう県でも、HP等により認定した新商品・新役務の広報・周知を行います。

(なお、認定により県が品質や安全性、性能、知的財産権等を対外的に保証・付与するものではありません。これらについては、事業者の責任において必要な検査・手続を実施してください。)

Q 3 : 「役務の提供」とは、どういう意味ですか。

A 3 : 「サービスの提供」とお考えください。なお、サービスの提供に付随して一部物品の納入を伴っても構いません。

Q 4 : 「商品」の例、「役務」の例をそれぞれ例示ください。

A 4 : 商品…購入することで機能・効能が誰でも一律に得られる物品。既製品。

役務…物品の納入を伴わない各種サービスの提供のほか、発注者のオーダー等によりカスタムされた物品の納入を伴うサービスの提供(ASPサービスなど)

Q 5 : 発売後5年以内であれば、新規性があるという条件を満たしますか。

A 5 : 発売後5年以内(申請時)であることは最低限求められる条件であり、これに加え、現状の市場において、その商品や役務が新規性、先進性、独自性を有していることをお示しいただく必要があります。

Q 6 : これまで認定をうけた新商品・新役務について、再申請することはできますか。

A 6 : 再申請時点で発売後5年以内であれば可能です。ただし、A 5にもあるとおり、その商品・役務が現状の市場において、なお新規性、先進性、独自性を有していることをお示しいただく必要があります。

Q 7 : 「社会的有用性がある」とはどのようなことを指すのですか。

A 7 : 購入者等が使用・利用することにより、業務や生活における能率の向上や、利便性・安全性の増進などが具体的に図られるようなことを指します。

Q 8 : これまでどのようなものが認定されているのですか。

A 8 : 当県で認定した新商品の一覧を次頁にお示しします。

滋賀県新商品の生産等による新事業分野開拓者(滋賀県新商品パイオニア認定制度)認定事業者および認定商品

年度	認定番号	事業者	所在地	商品名	商品の概要	認定期間
H17年度	1	(有)アメリ・テクノ研究所	大津市	アメリプリント応用製品	耐候性に優れたプリント技術を応用した看板	平成17年12月15日～平成19年12月15日
	2	(有)ヨシノ企画	高月町	土にかえるねん	ヨシを活用した土に還る粘土	平成17年12月15日～平成19年12月15日
	3	(有)フェルマアタ	長浜市	ドレミ・ポップコーン	ドレミ音階で弾けるカラーコーティングされた琴	平成17年12月15日～平成19年12月15日
	4	(株)三次元メディア	草津市	3DM-FotoMetrics	デジカメを用いた全自動でかつ高精度に3次元写真計測を行うシステム	平成17年12月15日～平成19年12月15日
	5	(株)丸克製陶所	甲賀市	しがらき焼空気清浄器「ほっこりにっこり」	信楽焼に光触媒をミックスした空気清浄器	平成17年12月15日～平成19年12月15日
	6	アルゴブレイン(株)	草津市	ライト・オフィス	音声対応化したブルーウェア	平成17年12月15日～平成19年12月15日
	7	(有)理学館	草津市	特別支援教育ソフトウェア VOL.1「しっかり見よう」	軽度発達障害児用視機能訓練ソフト	平成17年12月15日～平成19年12月15日
	8	宮川パネ工業(株)	東近江市	マトリックス掲示板	画鋸・テープ・マグネットなど補助具なしで掲示物が固定できる掲示板	平成17年12月15日～平成19年12月15日
H18年度	9	三喜ゴム(株)	甲賀市	環境浄化セラミックフィルター	セラミックスを素材とするリユース、リサイクルが可能な油煙を除去するフィルター	平成19年2月20日～平成21年2月20日
H19年度	10	(株)コクヨ工業滋賀	愛荘町	ReEDEN(リエデン)シリーズ	びわ湖、淀川水系のヨシを原料に使用したコピー用紙、ノート、メモ等	平成20年2月22日～平成22年2月22日
	11	福島工業(株)	近江八幡市	スーパーラタンタイル	接着剤を含まず施工時にも使用しない、環境にやさしく人体にやさしい藤タイル	平成20年2月22日～平成22年2月22日
H21年度	12	白川工務店 白川昇	東近江市	積層構造体用角材の応用製品	県産木材を使用したカウンター、プランターカバー	平成22年2月16日～平成24年2月16日
H22年度	13	上西産業(株)	甲賀市	リサイクルプランター	廃棄プラスチックを使用したガーデニング用プラスチックプランター	平成23年2月14日～平成25年2月14日
	14	東洋化学(株)	日野町	ハイドロヘルプ	天然素材の親水性ゲルを用いた湿潤型救急絆創膏	平成23年2月14日～平成25年2月14日
H23年度	15	(株)セルミック	栗東市	超長作動焦点レンズ	高倍率で焦点距離を500mm以上離して、対象物を観察し、分析できるレンズ	平成24年2月24日～平成26年2月24日
	16	田中木工 田中和彦	多賀町	ヒノキ合板を利用した木製テーブル	ヒノキ合板を利用し、テーブル天板表面の物性を向上させた学童用デスクおよび4人掛けテーブル	平成24年2月24日～平成26年2月24日
H25年度	17	(株)福島建具製作所	彦根市	間伐材を使用した子供用の遊具および木製品	間伐材を使用し、光触媒コーティング加工を行った子供用の遊具および木製品(折りたたみ式丸テーブル、子供用三角椅子、ステージすべり台等)	平成25年9月18日～平成27年9月18日
	18	(株)ジーニック	大津市	画像鮮明化ユニット ForteVisionシリーズ	低コントラストの動画画像を鮮明化し、対象物の視認性を向上する画像処理ユニット	平成25年9月18日～平成27年9月18日
	19	(株)アートプラン	彦根市	自立支援型移乗介助ロボット『愛移乗くん』	介助の手を借りずに自らが操作して移乗操作が行える自立支援型移乗介助ロボット	平成25年9月18日～平成27年9月18日
H26年度	20	東洋エンジニア(株)	大津市	デマンドコントローラー「かんデマ」	ビルや工場等の電力を監視し、3分単位での時分割制御により電力量を下げる事ができるデマンドコントローラー	平成27年3月20日～平成29年3月20日
	21	(株)NAテック	東近江市	SAVING FLOATER(セービングフローター)	通常時は寝具として使用でき、非常時には水に浮かぶ敷布団	平成27年3月20日～平成29年3月20日
H29年度	22	(有)インテリア ナガオカ	米原市	iN(光触媒加工のカーテン)	わずかな光でも効果を発揮する「光触媒加工」と「独自のウェーブ加工」で、除菌・消臭効果と他にはない曲線の美しさを兼ね備えた次世代型オーダーカーテン	平成30年3月2日～令和2年3月2日
	23	(株)かすたねっと	米原市	「寝たまま」「カンタン」「すぐ避難」1人(10秒)で搬送できる防災敷パット「らっこちゃん」	緊急の際に、介助者1人でも「迅速」「簡単」「安全」に搬送できる担架に変身する布団(防災敷パット)	平成30年3月2日～令和2年3月2日
H30年度	24	(株)アートプラン	米原市	自立支援型移乗介助ロボット『愛移乗くんⅡ』	腰の曲がらない重度な方でも、ほぼ座った状態から移乗動作が行える移乗介助ロボット	平成30年12月4日～令和2年12月4日

R1年度	25	(株)サンポーウェルズ	野洲市	服薬収容容器「お薬東」	一包化された薬包をロール状に巻いて収納し、1回分ずつ引き出しカットして使用する薬箱	令和2年3月25日～ 令和4年3月25日
	26	高橋金属(株)	長浜市	サンティウスプラス	電解除菌水での除菌・手洗・乾燥・記録を1台でできる装置	令和2年3月25日～ 令和4年3月25日
	27	三友エレクトリック(株)	米原市	リベット構造配電盤	溶接加工及び塗装処理を行わない金属製フレームを用いた屋内設置用の配電盤	令和2年3月25日～ 令和4年3月25日
	28	株式会社シブラ	東近江市	TANK-U	「運搬」「デザイン」が特徴の、3つの取っ手を備えたポリタンク	令和2年3月25日～ 令和4年3月25日
R2年度	29	スカイオーシャンキャピタルパートナーズ(同)	大津市	ドローン技術を駆使した消毒散布	最先端のドローン技術によりスタジアム・球場、公園などの大型遊具を消毒散布する業務	令和3年1月25日～ 令和5年1月25日
	30	原馬化成(株)	長浜市	気分爽快マスククリップ	マスクの内側に装着することで、口元に空間をつくり、呼吸を楽にするための補助具	令和3年1月25日～ 令和5年1月25日
	31	(有)ふれあいサポート	米原市	プラットホーム&スロープ	車いすで外出する際に、居室の掃き出し窓から直接出入りするためのスロープ	令和3年1月25日～ 令和5年1月25日
	32	(株)エイコー桐生	草津市	飛沫感染防止用透明樹脂パネル	ウイルスや細菌の感染経路である「飛沫感染」、「接触感染」、「空気感染」を防ぐ透明樹脂を使用したパネル	令和3年1月25日～ 令和5年1月25日
	33	スマイルデザインカンパニー	草津市	滋賀コレかるた	楽しみながら滋賀を学べるカルタ	令和3年1月25日～ 令和5年1月25日
R3年度	34	山田牧場	甲賀市	リサイクルできる柔らか発酵土(リサイクルSFS)	従来、家畜舎では保水型敷料が使用されていたが透水性の高い当該発酵土に替えることで、家畜の糞のたい肥化が容易となり、畜産産業廃棄物が発生しなくなる	令和4年1月11日～ 令和6年1月11日
	35	有限会社イーグル電子製作所	彦根市	イーグルスマート for アグリ(ビニールハウス遠隔制御システム)	遠隔地からでもスマートフォンのワンタッチ操作でビニールハウスの換気・灌水の操作やハウス内の温度管理等ができる	令和4年1月11日～ 令和6年1月11日
	36	株式会社大木工藝	大津市	VaSカットシート 幅910mm	新型コロナウイルスが当該シートに付着すると1～2分で不活化する活性炭シート	令和4年1月11日～ 令和6年1月11日
	37	株式会社林田鉄工	甲賀市	バイオ式生ゴミ処理機エコループライン	硬いものでも破碎できるバイオ式の生ゴミ処理機	令和4年1月11日～ 令和6年1月11日
	38	葵画房	守山市	鳥瞰図加工品(クリアファイルおよびポスター)	鳥瞰図をモチーフにしたクリアファイルおよびポスター	令和4年1月11日～ 令和6年1月11日
	39	株式会社清原	守山市	新生児からつかえるおくるみ～kokurumi～	国産で良質な素材を使用した新生児から使えるおくるみ	令和4年1月11日～ 令和6年1月11日

滋賀県新商品等パイオニア認定商品トライアル支援事業補助金内容

(1) 対象となる方

次のいずれにも該当する方を対象とします。

- ①県内に主たる事業所（会社の場合は本店として登記された事務所をいう）を有する中小企業、企業組合、協同組合等の方（中小企業等経営強化法第2条第1項各号に規定する者）
- ②**当年度に**滋賀県新商品の生産等による新事業分野開拓者認定を受けた者
⇒令和4年度に認定を受けた方が対象であるため、令和3年度以前に認定を受けた方であっても令和4年度の認定を受けていない方は今年度補助金の対象となりません。

(2) 補助対象経費および補助率

次に示す補助対象事業のうち、知事が適当と認める事業を交付対象とします。

事業区分	経費区分	補助対象経費内容
①販路開拓事業	謝金	専門家謝金
	旅費	専門家旅費、職員旅費
	事業費	展示会等出展料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借損料、広告宣伝費、通訳・翻訳料、受講料、保険料
	委託費	コンサルタント費、市場調査費、品質検査費
②新商品等市場化事業	謝金	専門家謝金
	旅費	専門家旅費、職員旅費
	事業費	原材料費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借損料
	委託費	コンサルタント費、製造・改良等委託費、産業財産権等取得委託費、試験分析等委託費
補助率等	補助率は補助対象経費の3分の2以内とし、補助限度額は100千円以内とする。ただし、補助金の交付は、認定された新商品・新役務につき、1回限りとする。	

※申請多数となった場合、申請どおりの交付とならない場合があります。

①販路開拓事業

- (a) 展示会への参加
 販路開拓のための展示会等への参加
- (b) 調査・広報等
 - ア 販路開拓等に関する調査、指導、研修事業
 - イ 新商品等の販路開拓等のための広報事業
- (c) その他販路開拓事業として知事が適当と認めた事業

②新商品等市場化事業

(a) 認定を受けた新商品・新役務のブランド強化に関する事業

- ア 新商品・新役務の商品化のための試作、改良、実験、品質検査事業
- イ 新商品・新技術の商品化のためのデザイン等の改善事業
- ウ 新商品・新役務の求評事業

(b) その他新商品等市場化事業として知事が適当と認めた事業

(3) 補助金の交付に係る手続

別途認定者にお伝えします。

※補助金に係る事業計画の提出を令和4年度滋賀県新商品等パイオニア認定後（8月下旬頃を予定）から約3週間程度の期間で受付し、県での審査を経て、交付申請をいただき、決定を行う予定としています。交付決定後に事業の着手が可能となり、その時期は9月中旬～10月下旬以降となる予定です。